

令和8年度 みなべ町における農業支援策

7. 新規就農

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
① 新たに農業を始めたい	青年等就農資金	新たに農業を始めようとする方に対し、無利子で資金を融資します。	認定新規就農者	無利子	日本政策金融公庫 和歌山支店 農林水産事業 073-423-0644
	新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)	新たに農業を始めようとしている者に対し、就農前の研修期間中の生活資金を最長2年間、最大165万円交付します。	就農希望者 (就農時49歳以下)	年額最大 165万円	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930 みなべ町産業課 0739-72-1337 日高地域新規就農者育成協議会 (事務局:JAわかやま紀州地域本部 営農指導課) 0738-20-9026
	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)	新たに農業経営を開始した認定新規就農者に対し、就農直後の営農資金として上限165万円の補助金を、最長3年間交付します。 ※経営開始時期により、交付期間が変わる可能性有り。	認定新規就農者 (就農時49歳以下)	年額最大 165万円	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930 みなべ町産業課(事務局) 0739-72-1337 日高地域新規就農者育成協議会 (JAわかやま紀州地域本部営農指導 課) 0738-20-9026
	新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	認定新規就農者の自身の経営計画の目標達成に直結する必要な機械や設備等の導入といった、初期投資に係る費用を支援します。 補助対象事業費:1,000万円 ※経営開始資金と併給可能。 (経営開始資金と併用する場合、補助対象事業費は1,000万円→500万円)	認定新規就農者 (就農時49歳以下)	補助対象事業費の 3/4以内	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930 みなべ町産業課(事務局) 0739-72-1337 日高地域新規就農者育成協議会 (JAわかやま紀州地域本部営農指導 課) 0738-20-9026
	新規就農者チャレンジ事業	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む認定新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等に要する費用を支援します。 補助対象事業費:個人5,000万円、法人1億円	認定新規就農者 (就農時64歳以下)	補助対象事業費の 3/10以内	日高振興局農業水産振興課 0738-24-2930 みなべ町産業課(事務局) 0739-72-1337